

壁紙の品質規格と安全性

リリカラの壁紙は、様々な安全規格の基準に適合しており、F☆☆☆☆ですので、安心してご使用いただけます。

シックハウス対策における建築基準法改正について

建築基準法の一部改正が2003年(平成15年)7月1日より施行され、シックハウス対策の規定が加わりました。これは、シックハウスの原因とされる化学物質類の室内濃度低減のため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。

「居室を有する建築物は、その居室において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料および換気設備について、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」

(建築基準法第28条の2 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置)

※「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など、常時「人の居住しないことが明白」なものとは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室としてみなされます。

シックハウス対策の技術的基準について

「技術的基準の政令 第393号」が告示され、2003年7月1日施行となりました。

- 1.規制対象物質
クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。
- 2.クロルピリホスに関する建築材料の規制
居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。
- 3.ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制
 - ①内装仕上げの制限
 - ②換気設備設置の義務付け
 - ③天井裏などの制限

ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく、壁紙の種類区分について

ホルムアルデヒド発散速度に応じて4つの種別に区分されますが、「JIS認証」あるいは「大臣認定」を取得したF☆☆☆☆壁紙は「規制対象外」の建築材料として、面積制限を受けることなく、ご使用いただけます。

告示で定める建築材料の性能区分	規制対象外 (第1~第3種よりも上位の性能を備えた建築材料)	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド放散速度 (チャンバー法数値)	5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 以下 ← 少ない	5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 超~20 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 以下	20 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 超~120 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 以下	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 超 → 多い
ホルムアルデヒド対策マーク(等級区分)	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	対策マーク表示不可
壁紙の種類	JIS認証 大臣認定	—	—	—
内装仕上げの制限	使用制限なし	使用面積が制限される		使用禁止

一般社団法人 日本壁装協会の自主管理制度について

日本壁装協会では、シックハウス対策壁紙の「品質の表示」と「管理責任の範囲」を明確に取り決めた自主管理規定を構築しました。これは規定に定めた「製品情報ラベル」を表示運用することで「製造メーカーより出荷される商品(正反)」と、「流通過程でカットされて販売される商品」それぞれのホルムアルデヒドの性能担保を行なう自主管理制度です。なお、製品情報ラベルは、ホルムアルデヒド発散等級の確認および日本壁装協会・壁紙品質情報管理システムに登録を行なった商品のみ表示することができ、「壁紙製品の包装上に貼り付け」されるものです。

(1)製品情報ラベル

主に製造メーカーより出荷される壁紙(正反)に貼り付けされるもので、「JIS製品仕様」「大臣認定仕様」の2つの様式があります。

製品情報ラベル

F☆☆☆☆☆		JIS
製造業者		
品名	寸法(有効幅cm×有効長さm)	
ロット番号	販売元	
防火製品表示ラベル		
材料区分	防火等級	認定番号
基材の種類	防火等級	認定番号
防火認定取得者		

大臣認定仕様

F☆☆☆☆☆		大臣認定
認定取得者		
品名	寸法(有効幅cm×有効長さm)	
ロット番号	販売元	
防火製品表示ラベル		
材料区分	防火等級	認定番号
基材の種類	防火等級	認定番号
防火認定取得者		

(製品情報ラベル)

(2)シックハウス対策品ラベル

主に流通過程でカットして販売される壁紙には、日本壁装協会「シックハウス対策品ラベル」が貼り付けされます。



(シックハウス対策品ラベル)

※シックハウス対策品ラベルは、出荷ラベル(品番、ロット、数量、販売会社名)とセットで貼り付けます。

SV規格とJIS規格について

SV規格

Standard Value (壁紙製品標準規格)

快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として
壁紙工業会によって制定された自主規格です。

JIS規格 (壁紙: JIS A 6921)

Japanese Industrial Standards (日本産業規格)

日本の工業製品の品質安定を目的とした
産業標準化法に基づき制定された国家規格です。

項目NO.	試験項目		SV規格	JIS規格	
			規格値	規格値	
1	退色性(号)		4以上	同左	
2	摩擦色落ち度(級)	乾燥摩擦	縦	4以上	同左
		色落ち度	横	4以上	同左
		湿潤摩擦	縦	4以上	同左
		色落ち度	横	4以上	同左
3	隠ぺい性(級)		3以上	同左	
4	施工性		浮き及びはがれがあってはならない	同左	
5	湿潤強度(N/1.5cm)		縦	5.0以上	同左
			横	5.0以上	同左
6	ホルムアルデヒド放散量(mg/L)		0.2以下(※)	同左	
7	重金属	砒素	(mg/kg)	3以下	—
		鉛	(mg/kg)	20以下	—
		カドミウム	(mg/kg)	3以下	—
		クロム	(mg/kg)	20以下	—
		水銀	(mg/kg)	2以下	—
8	塩化ビニルモノマー		(mg/kg)	0.1以下	—
9	残留VOC	TVOC	($\mu\text{g/g}$)	100以下	—
		TEX芳香族	($\mu\text{g/g}$)	10以下	—

(使用原材料)

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	—
11	可塑剤	沸点が300℃以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPは使用しない。	—
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	—
13	溶剤	TEX(トルエン、キシレン、エチルベンゼン)は使用しない。	—

※ホルムアルデヒド放散量の0.2mg/L以下は、建築基準法のF☆☆☆☆に適合しています。

- 上表は、各規格の規定内容を簡略化して一覧にしたものです。項目1～6は両規格とも同じです。SV規格は、JIS規格の基本品質に、より安全性を考慮して重金属やVOCなどの規定が加えられています。
- JIS規格・SV規格の内容は、社会情勢の変化によって随時改定されます。SV規格の詳細については、壁紙工業会ホームページ(<https://www.svkikaku.gr.jp>)をご参照ください。

JIS規格に関する用語解説

用語	解説	用語	解説
退色性	耐光性を考慮して設けられた規定です。試験は、劣化の主要原因である紫外線を発する耐光試験機で促進試験を行ない、試験後の変退色の割合を判定します。	施工性	施工後の壁紙が下地から浮いたり、剥がれたりすることがないように設けられた規定です。試験台には出隅・入隅があり、これに試験片を貼った後2、4、24時間後に状態を確認します。
摩擦色落ち度	壁紙に衣類や布等が触れた際、壁紙の着色剤や印刷インクからの色移りがないよう設けられた規定です。試験は、壁紙と白綿布を摩擦し、白綿布への着色の程度を目視にて判定します。試験用の布は、乾いた状態と水に濡らした状態のそれぞれを用います。	湿潤強度	施工時の糊の水分による壁紙の強度低下を考慮し、引っ張った時に壁紙が不当に破れたりしないよう設けられた規定です。試験片に接着剤の代わりとなる水分を含ませ、引っ張り試験機で試験片の両端を引っ張って測定します。
隠ぺい性	施工下地の色が表面に容易には透けて見えないよう設けられた規定です。試験は、壁紙の裏面に「隠ぺい性用グレースケール(グレーに着色した板状のもの)」を密着させて左右に動かし、表面に透過して見える程度を目視で評価します。隠ぺい性とは言っても、下地の不陸(凹凸)を隠す付加価値的な性能を評価するものではありません。	ホルムアルデヒド放散量	ホルムアルデヒド自体は壁紙の原材料には通常使用しませんが、自然界や空気中にも存在し移染しやすい物質のため、製品に含まれる可能性に配慮して設けられた規定です。試験は、デシケーターという容器内に蒸留水と試験片を入れ、水に吸収されたホルムアルデヒド量を求めます。